

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う保育所等の対応について

1 登園の自粛要請について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による緊急事態宣言が4月7日に東京都に発令されたことに伴い、区内保育所等については4月10日から5月6日まで登園の自粛要請を行った。また緊急事態宣言が延長されたため、5月7日以降も、5月31日まで引き続き登園の自粛要請を行っている。

【参考】区立保育園の在籍者に対する登園率 (%)

3月3日	3月31日	4月1日	4月7日	4月10日	4月20日	4月30日	5月8日
82.3	83.8	69.7	69.6	30.0	16.4	15.8	19.7

2 保育料等の取り扱いについて

(1) 保育料等について

① 令和2年3月の取扱い

保育料・副食費について、3月7日以降に登園しなかった場合は免除。

② 令和2年4月及び5月の取扱い

○保育料について、日割り計算により減額。

○副食費について、4月は4月15日以降に、5月は5月11日以降に登園しなかった場合は免除。

(2) 育児休業中で入所された保護者の復職時期の延長について

令和2年度4月以降に入所の方については、今年度に限り6月30日まで復帰期限を延長とする対応を実施。

(3) 給食の提供について

給食の提供はできる限り継続し、提供が困難な場合は、簡易給食や弁当持参などの対応を実施。